

大切なあなたへ



はじめに

犯罪に巻き込まれることは、とてもつらく悲しいことです。
このパンフレットは、

- 被害にあうとどのようなところと身体の状態になるのか
- 被害にあわれた方のご家族や周囲の方はどのように接したらよいのか
- 事件の捜査や裁判はどのように進むのか
- 犯人はどのような手続で処罰されるのか
- 捜査上、警察はあなたにどのようなお願いをすることになるのか
- 利用できる被害者支援制度には、どのようなものがあるのか

などについてお知らせし、少しでも被害にあわれた方やご家族等の方々の助けになればとの思いから作成したものです。

内容が多いので、少しずつ読まれることをお勧めします。

※ 相談窓口やご確認いただきたいページを「☞」のマークでお知らせします。



発行者

三重県警察本部広聴広報課被害者支援室

電話 059-222-0110 (代)

目 次

I 被害からの回復に向けて

1	犯罪被害を受けたことによる影響	1
2	被害にあわれた方のご家族や周囲の方へ	
(1)	ご家族や周囲の方が被害にあわれた方を支えることの大切さ	2
(2)	被害にあわれた方に接する時に大切なこと	2
3	警察で利用できる被害者支援の制度	
(1)	被害者支援要員制度	3
(2)	医療費等の公費支出制度	3
(3)	被害にあわれた方の要望する性別の捜査員による対応	3
(4)	被害者連絡制度	4
(5)	再被害防止の措置	4
(6)	部内カウンセラー制度	4
(7)	犯罪被害給付制度	5
(8)	「(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター」への情報提供	6
4	三重県犯罪被害者等見舞金の制度について	6

II 刑事手続のあらましと公判について

1	刑事手続のあらまし	7
2	少年事件の流れ	8
3	公判の流れ	9
4	捜査へのご協力をお願い	10
5	検察庁の被害者支援	11
6	不起訴処分の不服申立てについて	11
7	公判段階での被害者支援制度	
(1)	被害者参加制度	12
(2)	損害賠償命令制度	12
(3)	その他の制度	13
(4)	少年審判に関する被害者支援制度	14
8	公判後において利用できる主な制度	15
9	心神喪失者等医療観察法の審判に関する被害者支援	16

III 各種相談窓口

IV 三重県内各警察署電話番号

I 被害からの回復に向けて

1 犯罪被害を受けたことによる影響

(1) 精神的被害 (☞「三重県警察本部広聴広報課被害者支援室」P17)
犯罪被害のように、大きなストレスに直面すると、次のような症状が出る場合があります。

- 夜眠れない
- 食欲がない
- 怒りっぽくなる
- 感情がわからない
- 人が信じられない
- 突然事件の光景がよみがえってくる
- 私の事件をみんなが知っているように思う
- 一人で外出できない
- 後ろに立たれるのが怖い

これらは、事件の恐怖などからくる自然な反応で、時間の経過とともに軽減・回復しますが、中には精神疾患に発展する場合があります。

警察では、心理カウンセラーを配置し、心の相談だけでなく生活等の困りごとについても相談窓口の紹介等を行っています。

(2) 《こころの回復のためのセルフケア》

- くやしいとき、つらいとき、泣きたいとき、自分の感情を素直に表現することが、回復への第一歩です。信頼できる人に、自分の気持ちを話してください。
- 「あのとき自分があんなことをしなければ…」 「自分の不注意で…」 と自分の行動を責めている方がおられるかもしれません。けれども、どんな状況でも、被害にあつてよい理由などないのです。ご自分を責めないでください。
- 時間が経つにつれ、「いつまでも傷ついている自分はなんて弱いのだろう」と自分を責めたり、自己嫌悪おちいに陥る方もおられるかもしれません。しかし、心の回復は人それぞれの道のりがあります。自分自身の傷つきを受け入れ、あせらず、ゆっくりと元の生活を取り戻していきましょう。



② 被害にあわれた方のご家族や周囲の方へ

犯罪被害は、被害当事者だけでなく、そのご家族にも大きなストレスをもたらします。特に、未成年者は、犯罪被害という家族の危機に対して、家族を支えるために平気でいようと頑張りすぎる傾向があります。

家庭だけでなく、学校でも見守ってもらうことは、お子さんのケアに繋がります。学校にもスクールカウンセラーという心の専門家がいますので、学校に相談することもご検討ください。

(1) ご家族や周囲の方が被害にあわれた方を支えることの大切さ

被害にあわれた方は、今まで安全だと信じていた社会への信頼が崩壊し、家族や友人への数少ない信頼をよりどころにして、立ち直ろうと頑張っています。

そんな時、家族や周囲の人から、

- 後悔しても仕方がない
- 誰にも話をしてはいけない
- 早く気持ちを切り替えましょう

などの言葉をかけられ、さらに傷ついてしまうことがあります。

大きなショックを受け、傷ついた心を癒すためには、ご家族や周囲の方の理解と協力がとても重要です。

(2) 被害にあわれた方に接する時に大切なこと

- 話を無理に聞き出そうとしないこと。しかし、その方が話し始めたら、最後まで話を聞いて、受け止めてください。
- 同じ話を繰り返すこともありますが、話すこと、泣くことで気持ちを整理していると考え、温かく見守ってください。
- できるだけ長い期間、近くで支える必要があるかもしれません。ショックが大きい分、被害にあわれた方は、何年経ったとしても、その時の感情がよみがえってくる可能性があります。そんな時、あなたが変わらぬ態度でそばにいてくれることが救いになります。
- 被害にあわれた方は、家事など身の回りのことが手につかなくなってしまうことが多いので、家事や送迎などの具体的な援助を申し出てみてはどうでしょうか。ただし、その時の精神状態によっては負担に感じることもあるので、その方の意向を聞きながら行いましょう。

被害にあわれた方を支えていると、周囲の方々も、ともに傷ついてしまうことがあります。支えていただく時は、ご自身の体調管理にも気を配っていただき、十分な休息をとりながら支えていってください。

被害にあわれた方へのサポートの仕方についても、警察の心理カウンセラーが相談に応じることができます。

3 警察で利用できる被害者支援の制度

(1) 被害者支援要員制度 (☞「事件担当警察署」P21)
警察では、被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員「被害者支援要員」が、医療機関への付添いや警察の各種支援制度の説明、利用の受付窓口となって被害者支援活動を行う「被害者支援要員制度」を運用しています。

(2) 医療費等の公費支出制度 (☞「事件担当警察署」P21)
警察では、犯罪により傷害などを負ったときに、被害にあわれた方やご遺族の経済的負担を軽減するために、以下の費用を公費支出しています。

- ① 初診料及び診断書料
警察に提出する診断書又は死体検案書の文書料とその診断に必要な初診料
- ② ご遺体の搬送料
司法解剖したご遺体を搬送する費用
- ③ 性感染症^{※1}検査料及び緊急避妊^{※2}投薬料
性犯罪被害によって性感染症の感染や妊娠の可能性がある場合の性感染症検査料や緊急避妊の投薬料
- ④ カウンセリング料
精神的な被害を受けた被害者やご遺族が精神科等でカウンセリング治療を受けた場合の精神療法費等
- ⑤ 一時避難場所の確保費用
自宅が犯罪行為の現場となったため、引き続き居住することで精神的な二次被害を受けるおそれがある場合などに、ホテルなどの一時避難場所^{※3}を確保するための費用

※1 性感染症とは、性行為により感染する病気のことを言います。感染しても症状を感じない場合もありますが、放置すると悪化してしまう可能性もありますので、病院で検査を受けることをお勧めします。

※2 緊急避妊とは、被害後約72時間以内であれば、医師から処方される薬（ピル等を服用するなどの方法）で、高い確率で妊娠を防ぐことができます。

※3 使用する施設は、事案の内容、地域の実情等を勘案の上、適した施設を警察が選定します。

公費支出制度の利用には、一定の条件があり、公費支出を受けられない場合があります。

(3) 被害にあわれた方の要望する性別の捜査員による対応 (☞「事件担当捜査員」)
性被害における事情聴取など、捜査の過程における精神的な負担を少しでも和らげるため、被害にあわれた方の要望する性別の捜査員が対応するように配慮しています。

(4) 被害者連絡制度 (☞「事件担当捜査員」)

警察では、殺人、強盗、傷害、性犯罪などの身体犯、ひき逃げ、危険運転致死傷罪等の重大な交通事故事件などの被害にあわれた方やご遺族に対して、次の事項について連絡する「被害者連絡制度」を運用しています。

- 刑事手続や犯罪被害者のための制度
- 捜査の状況、犯人の氏名など
- 犯人の検挙状況
- 事件を送致した先の検察庁
- 起訴、不起訴などの処分結果
- 裁判を行う裁判所

(犯人が少年(20歳未満)の場合は、連絡内容が異なります。)

この他、被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族の最寄りの交番・駐在所の警察官が定期的にご自宅などを訪問する、訪問・連絡活動を行っています。

(5) 再被害防止の措置 (☞「事件担当捜査員」)

被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族の中には、警察に事情を話したことで、犯人から仕返しをされるのではないかと不安を持たれる方がみえるかもしれません。

警察では、その方々が再び被害にあうおそれがある場合は、「再被害防止対象者」に指定し、必要な助言、パトロールの強化などを行います。

加害者が暴力団員、暴力団関係者などで、これら暴力団などからの仕返しを受けるおそれがあるときには、被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族を「保護対象者」として指定し、暴力団などからの保護に必要な措置をして、被害の未然防止を徹底しています。

もし、加害者や暴力団などから生命・身体に危害を加えられるような脅しを受けたときには、すぐに警察へ通報してください。

——警戒(保護)活動例——

パトロールなどによる警戒	自主警戒などの防犯指導
加害者の動向把握	非常時の通報要領
必要に応じ、加害者への指導警告	

(6) 部内カウンセラー制度 (☞「事件担当警察署」P21)

警察では、被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族の精神的被害の軽減や回復を図るために専門のカウンセラーを警察部内に配置し、他機関とも連携しながら様々な相談を受けるカウンセリングの体制を整備しております。

相談例

- 被害後に心身の不調があるけれども、病院に行った方が良いのか迷っている。
- 被害後からばくぜんとした不安や恐怖が続いている。

- (7) 犯罪被害給付制度 (☞「三重県警察本部広聴広報課被害者支援室」P17)
- 犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為(殺人や傷害など)により、お亡くなりになった被害者のご遺族や障害が残ることとなった被害者、重い傷害を受け又は疾病にかかり、長期の入院治療を余儀なくされた被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。

ア 給付金の種類と概要

遺族給付金	<p>故意の犯罪により亡くなられた方の第一順位遺族の方に支給されます。</p> <p>【支給を受けられる遺族の範囲と順位】</p> <p>1 ①被害者の配偶者 (事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)</p> <p>2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹</p> <p>3 2に該当しない被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹</p> <p>※ ○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。</p>
重傷病給付金	<p>重傷病(加療1月以上かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病(P T S Dなどの精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病))を負った被害者の方本人に支給されます。</p> <p>【支給額】</p> <p>その負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額</p>
障害給付金	<p>障害が残った被害者の方本人に支給されます。</p> <p>【支給額】</p> <p>後遺障害が法に定める障害等級(第1級～第14級)に該当する場合、その等級に応じた額</p>

イ 申請の期間

当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過した場合には申請ができません。

やむを得ない理由により、この期間内に申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。

ウ 申請の手続

支給を受けようとする方の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し、申請を行うことになっています。三重県の場合は、三重県警察本部広聴広報課被害者支援室又は最寄りの警察署で申請を受け付けています。

※ 被害者の方に不適切な行為がある場合などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(8) 「(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター」への情報提供

(☞「事件担当警察署」P21)

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、三重県公安委員会から被害者支援を適切・確実に行うことができる団体として「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている団体です。

専門的な研修を受けた相談員などによる電話・面接相談を行うほか、必要に応じて、弁護士、臨床心理士による相談も行います。

警察では、被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族が相談機関に被害内容を話さなければならぬという心理的負担を軽減するため、その方々が希望すれば、被害概要や要望する相談内容等をみえ犯罪被害者総合支援センターに情報提供する制度があります。

4 三重県犯罪被害者等見舞金の制度について

(☞「三重県環境生活部くらし・交通安全課」P19)

「三重県犯罪被害者等見舞金」は、故意による犯罪行為(殺人や傷害など)によりお亡くなりになった被害者のご遺族や、重い傷病を負い、入院と長期の治療を余儀なくされた被害者及び長期の精神療養を余儀なくされた被害者に対して、三重県が見舞金を給付する制度です。

ア 見舞金の種類

遺族見舞金	<p>【給付対象】 犯罪行為により亡くなられた被害者の第一順位遺族</p> <p>◎給付を受けられる遺族の範囲と順位</p> <p>1 ①配偶者</p> <p>2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹</p> <p>3 2に該当しない被害者の⑦子⑧父母⑨孫⑩祖父母⑪兄弟姉妹</p> <p>※○内数字は、給付を受けられる遺族の順位です。</p> <p>※第一順位遺族が申請しない場合は、それ以降の順位遺族は申請できません。</p>
重傷病見舞金	<p>【給付対象】 犯罪行為によって、療養の期間が1か月以上で、かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された傷害を負った被害者本人</p>
精神療養見舞金	<p>【給付対象犯罪】 殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買 ※殺人未遂以外の犯罪も未遂を含む</p> <p>【給付対象】 上記給付対象犯罪行為によって精神疾患を負い、療養の期間が3か月以上で、かつ通算3日以上労務に服することができなかつたと医師に診断された被害者本人</p>

イ 申請の期間

当該犯罪被害の発生を知った日(重傷病見舞金及び精神療養見舞金においては、医師から診断を受けた日)から1年以内

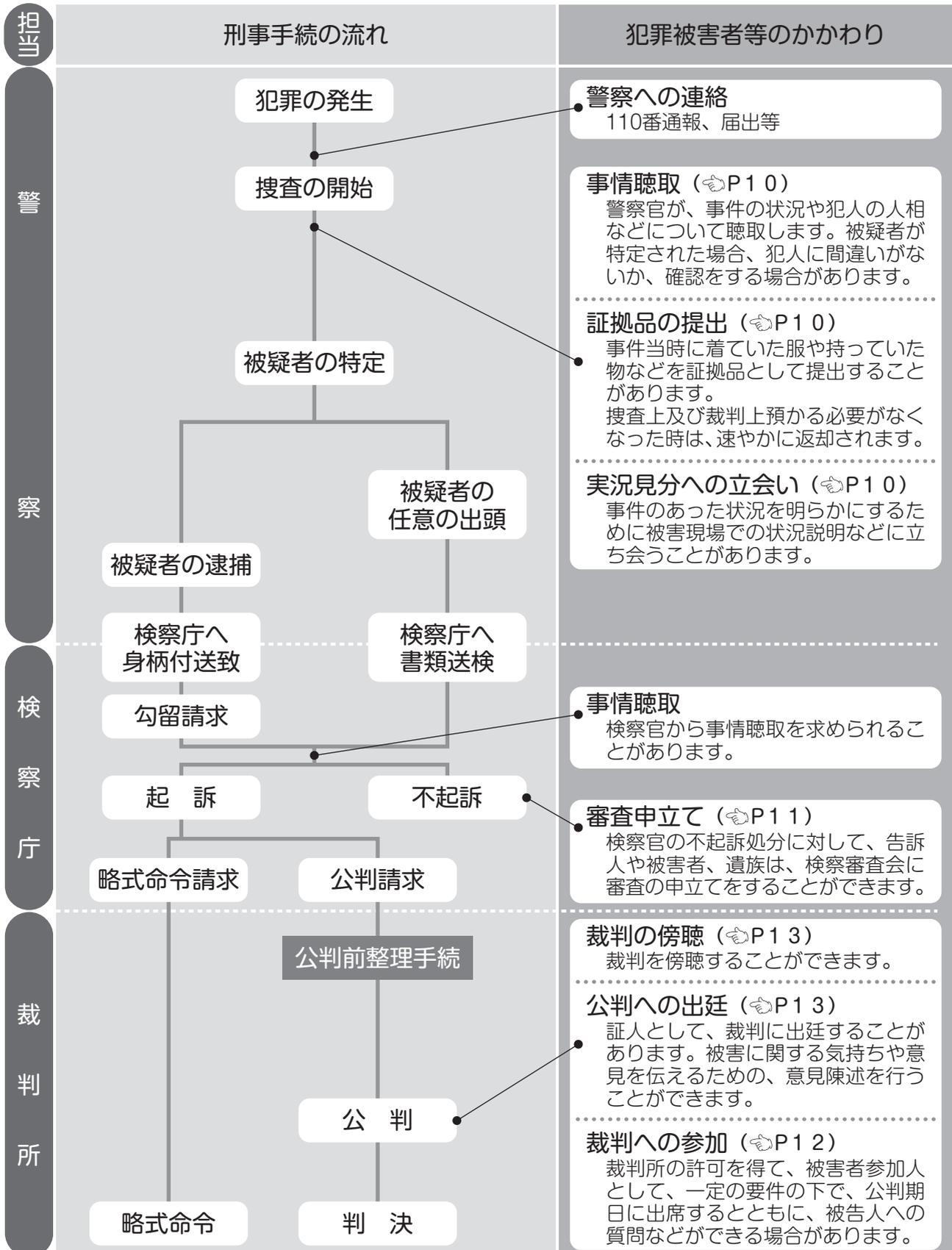
ウ 申請の手続

三重県環境生活部くらし・交通安全課で申請を受け付けています。

※ 被害者の方に不適切な行為がある場合などには、見舞金が給付されることがあります。

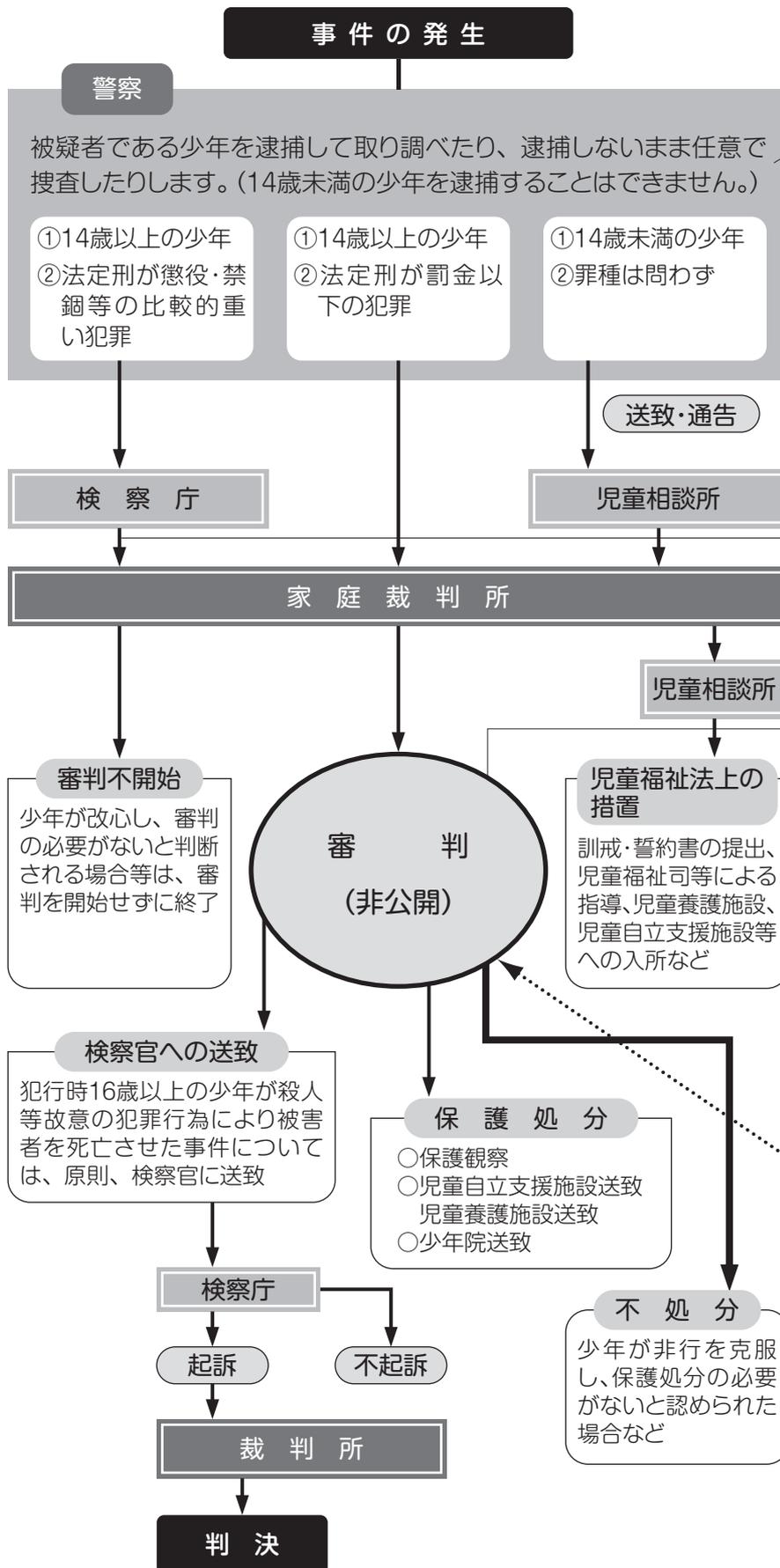
Ⅱ 刑事手続のあらましと公判について

1 刑事手続のあらまし



2 少年事件の流れ

〈少年の審判手続及び刑事手続の流れ〉



〈犯罪被害者等のかかわり〉

- 事情聴取 (⇒P10)
- 証拠品の提出
- 実況見分への立会い
等、成人事件とほぼ同様です。

事情聴取

- 検察官から事情聴取を求められることがあります。

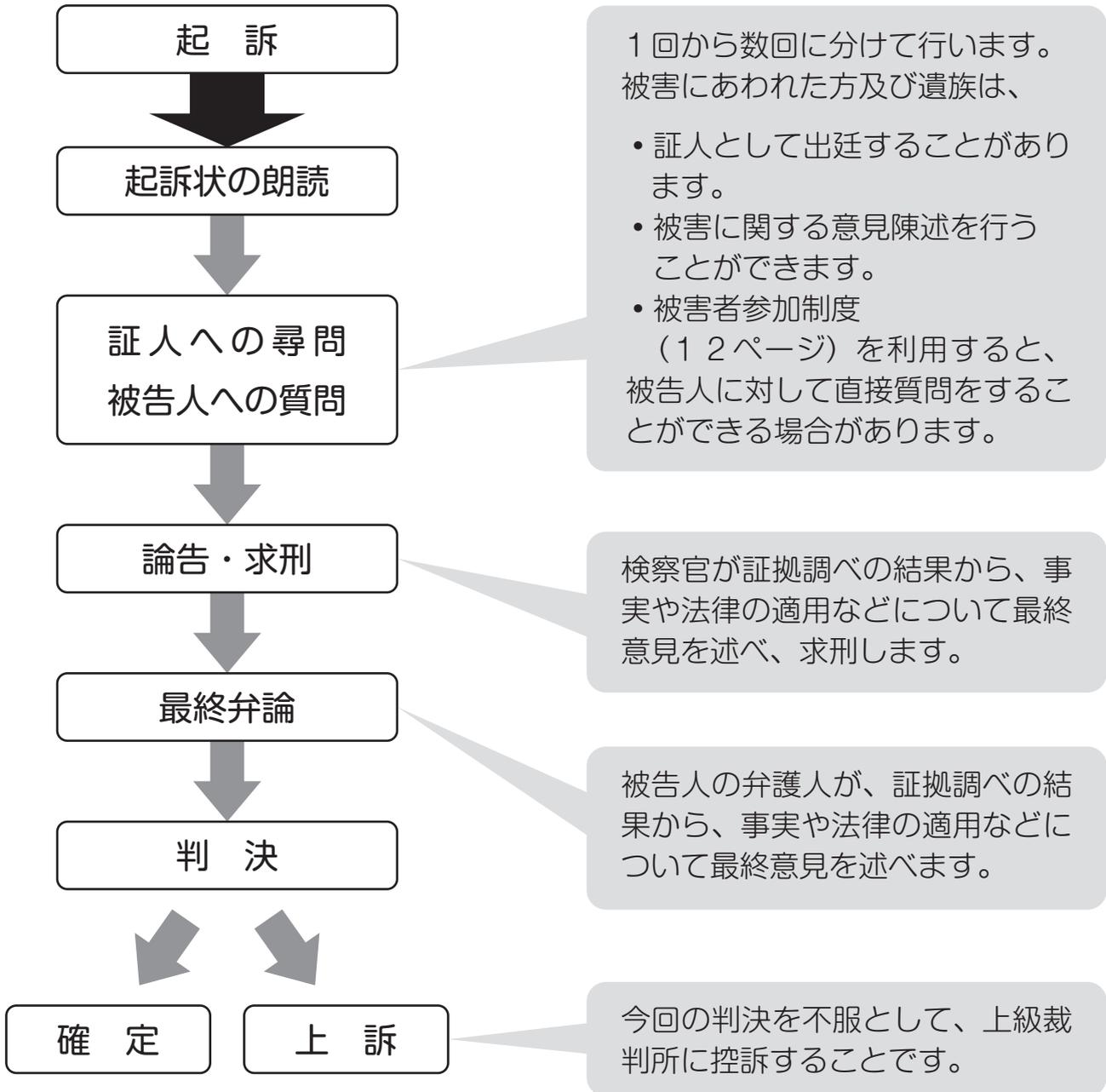
証人尋問、参考人尋問

- 証人として尋問されたり、参考人として供述を求められたりすることがあります。

- 一定の重大事件について審判の傍聴ができる場合があります。被害に関する気持ちや意見を伝えるための意見陳述を行うことができます。(⇒P14)

3 公判の流れ

一般に、起訴された事件は、以下のような流れで判決に至ります。



4 捜査へのご協力をお願い

捜査協力は、被害にあわれた方にとって事件のことを思い出すつらい手続きが多いですが、犯人を捕まえ、処罰するために、どうかご協力ください。

(1) 事情聴取・被害届

捜査員が事件の状況について、事情を伺います。

事情聴取では、思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があってお尋ねするものです。また、同じことを繰り返し聴かれる印象があるかもしれませんが、それも必要があって行っていることですので、どうかご理解ください。

(2) 証拠品の提出

被害にあわれた方の身体や衣類に残された犯人や犯罪事実の痕跡ごん せきが失われないように、医師もしくは警察官が身体から犯人につながる証拠（毛髪、体液等）を採取させていただきます。また、被害当時に着ていた服、所持品などは、被害を裏付ける証拠品として提出していただくことがあります。

これらの証拠品は、捜査や裁判の過程で必要がなくなればお返しかん ぶ（還付）することもできます。

(3) 実況見分じつ きょう けん ぶんなどへの立ち会い

被害にあわれた方には、警察官が犯罪現場を確認する際に立ち会っていただくことがあります。（現場などの状況を確認することを「実況見分」、裁判所の令状に基づいて行う確認を「検証けん しょう」といいます。）

写真撮影や計測などを行うため、ある程度の時間はかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

(4) 加害者の確認への協力

犯人が人違いということがあってはなりません。そのため、犯人と思われる人物が分かった時点で、本当に犯人なのかどうかを確かめていただく必要があります。

しかし、その際は、マジックミラーなどを通して、または写真などで確認していただくこととなりますので、犯人と直接対面することはありません。



5 検察庁の被害者支援

(☞「津地方検察庁」P18)

検察庁では、警察から送致された事件について必要な捜査を行い、集めた証拠を検討した上で事件を起訴するか不起訴にするかを決定します。

事件を起訴したときは、検察官が裁判に立ち会います。犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すためにも、事情聴取など捜査や裁判への協力は欠かせません。そのため、被害にあわれた方やご遺族が安心してこれらの活動に応じられるよう次のような制度を運用しています。

(1) 検察庁被害者支援員制度

被害者支援員は、被害にあわれた方やご遺族からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、その方々の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

(2) 被害者等通知制度

検察庁では、被害にあわれた方やご遺族に対し、その方の希望に応じてできる限り事件の処分結果、刑事裁判の結果などについて通知する制度があります。

この制度では、裁判後の加害者の状況（受刑中の処遇状況や、刑務所の出所年月日）などについても通知を受けることができます。(☞P15)

6 不起訴処分の不服申立てについて

(☞「津地方裁判所検察審査会」P20)

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴をしますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴）をするときがあります。

検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査し、起訴相当、不起訴不当、不起訴相当の議決を行います。

検察審査会は、地方裁判所内に置かれていますので、申立手続をする場合は、そちらに相談してください。

検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用はかかりません。



7 公判段階での被害者支援制度

(1) 被害者参加制度

(☞「津地方検察庁」P18)

被害者参加制度とは、一定の事件の被害者やご遺族が、「被害者参加人」という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加し、被告人質問等を行うことができるというものです。

ただし、裁判所の判断で刑事裁判への参加が許可されない場合があります。

(1) 申出の時期と申出先 (☞「事件担当検察官」)
起訴された後であれば、いつでも参加の申出をすることができます。

(2) 被害者参加制度でできること (☞「事件担当検察官」)
被害者参加人になると、

ア 原則として公判期日に検察官席の隣などに着席し、裁判に出席すること

イ 検察官の職権行使に関し、意見を述べたり説明を受けたりすること

ウ 一定の範囲内で証人に尋問すること

エ 一定の範囲内で被告人に質問すること

オ 事実関係や法律の適用について意見を述べること

ができるようになります。ただし、全て裁判所の許可が必要です。

アからオの行為を弁護士に委託することもできます。

※ 被害者参加人のための国選弁護制度 (☞「法テラス」P19)

被害にあわれた方やご遺族が資力等に関する一定の要件を満たす場合、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。

この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

※ 被害者参加旅費等の制度 (☞「法テラス」P19)

被害者参加人が、公判期日又は公判準備に出席した場合に、国から被害者参加旅費などが支給される制度があります。

(2) 損害賠償命令制度

(☞「事件担当検察官」)

この制度は、刑事裁判の起訴状に記載された犯罪事実に基づいて、その犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものです。

申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、刑事裁判の訴訟記録を証拠として取り調べた上、原則として4回以内の審理期日で審理を終わらせて損害賠償命令の申立てについて決定をします。

この決定に対して、いずれかの当事者から異議の申立てがあった場合などは、通常の民事訴訟の手続に移ります。（この場合でも審理に必要な刑事裁判の訴訟記録が民事の裁判所に送付されます。）

この制度は、

- ① 刑事手続の成果を利用することにより、被害者側による被害の事実の立証がしやすく、基本的に損害の賠償額を中心とした審理をすることになるので、簡易・迅速に手続を進めることができる
- ② 申立手数料が2,000円であるなど利用しやすい
など、被害者やご遺族の損害賠償請求に関する労力を軽減する仕組みになっています。

（3）その他の制度

（☞「事件担当検察官」）

（1）～（6）については、裁判所の決定を必要とする制度です。また、どの制度についても様々な事情から制限される場合があります。

- （1）被害にあわれた方に関する情報の保護
性犯罪などの被害者の氏名や住所などを、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう、検察官に申し出ることができます。
裁判所による決定があったときは、起訴状の朗読などの訴訟手続は、被害にあわれた方の氏名等を明らかにしない方法で行われます。
- （2）証人尋問
被害にあわれた方やご遺族が証人出廷される際に、次のことを申し出ることができます。
 - ・ 裁判所が認める適当な人（家族等）に付き添ってもらうこと。
 - ・ 被告人や傍聴人から見られないようについたてなどを置くこと。
 - ・ 別室からモニターを通して証言すること。
- （3）傍聴
被害にあわれた方やご遺族からの申出があれば、優先的に裁判を傍聴することができます。
- （4）心情等の意見陳述制度
被害にあわれた方やご遺族からの申出があれば、被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べるすることができます。
- （5）公判記録の閲覧・コピー
公判中の記録を被害にあわれた方やご遺族が閲覧・コピーできる制度があります。
- （6）刑事和解
被告人との間で民事上の示談をした場合に、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
こうすることで、被告人が示談の約束を守らずお金を支払わない場合には、別に民事裁判を起こさず強制執行できます。

- (7) 冒頭陳述^{ぼうとうちんじゆつ}の内容を記載した書面の交付
検察庁で、冒頭陳述実施後に冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

(4) 少年審判に関する被害者支援制度

- (1) 少年事件の記録の閲覧・コピー^{えつらん} (☞「家庭裁判所書記官室」P20)
少年事件の記録(除外される内容もあります。)について、審判を開始する決定があった事件で、被害にあわれた方やご遺族の申出(少年に対する処分が確定してから3年以内)がある場合に、正当でない理由による場合や、相当と認められない場合を除き、原則として、少年事件の記録の閲覧・コピーをすることが認められるものです。
- (2) 被害にあわれた方やご遺族の意見聴取制度 (☞「家庭裁判所書記官室」P20)
被害にあわれた方やご遺族の申出により、そのお気持ちやご意見を
- 審判の場で裁判官に
 - 審判の場以外で裁判官に
 - 審判の場以外で家庭裁判所調査官に
- 述べてもらうものです。
- (3) 少年審判の傍聴^{ぼうちよう} (☞「家庭裁判所書記官室」P20)
少年事件のうち、殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件や過失運転致死傷などの事件(※1、2)については、被害にあわれた方やご遺族の申出があって、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、少年審判の傍聴を認めるものです。
- ※1 人を傷つけた事件については、傷害により被害者の生命に重大な危険を生じさせたときに限られます。
- ※2 12歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年に係る事件は除かれます。
- (4) 審判状況の説明 (☞「家庭裁判所書記官室」P20)
被害にあわれた方やご遺族の申出(少年に対する処分が確定してから3年以内)があって、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、家庭裁判所から審判期日における審判状況を説明するものです。
- (5) 審判結果等通知制度 (☞「家庭裁判所書記官室」P20)
被害にあわれた方やご遺族の申出(少年に対する処分が確定してから3年以内)があって、少年の健全な育成を妨げるおそれがない場合、家庭裁判所から少年の氏名や審判の結果などを通知するものです。

(6) 少年審判後の被害者等通知制度

(☞「少年鑑別所」P21、「保護観察所」P21)

被害にあわれた方やご遺族の申出がある場合、少年審判において保護処分を受けた加害者(少年)の少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況などについて通知が受けられます。

審判結果が「少年院送致」である場合は、お近くの少年鑑別所に、審判結果が「保護観察」である場合は、お住まいの都道府県にある保護観察所にお問い合わせください。

8 公判後において利用できる主な制度

(☞「保護観察所」P21)

(1) 意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害にあわれた方やご遺族は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために「地方更生保護委員会」が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見などは、「地方更生保護委員会」において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定などに当たって考慮されます。

(2) 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害にあわれた方やご遺族の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、その置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝える制度です。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情などを直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

(3) 被害者等通知制度

加害者に関する情報を知りたい場合、被害にあわれた方やご遺族の申出があれば、

- 加害者の仮釈放等を審理する地方更生保護委員会から、審理の開始やその結果を通知します。
 - 保護観察所からは、加害者の保護観察中の処遇状況、保護観察の終了時期などに関する情報を通知します。
- ※ 受刑中の処遇状況や刑務所の出所年月日などについての通知を希望する場合は事件を担当した検察庁に申し出てください。(☞P11)



9 心神喪失者等医療観察法の審判に関する被害者支援

(👉「事件担当検察官」)

心神喪失等の状態で殺人や強盗などの重大な他害行為を行った者が、心神喪失等を理由として検察庁で不起訴処分、あるいは裁判で無罪となった場合などには、検察官は医療の要否を含めた適切な処遇の決定を求める申立てを裁判所に対して行います。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者の入院又は通院等の処遇の決定をします。

被害にあわれた方やご遺族は、希望する場合、

- ①審判の申立てをしたことについての情報提供を受ける
- ②審判の傍聴
- ③審判結果の通知を受ける

などができます。



Ⅲ 各種相談窓口

①	三重県警察本部広聴広報課被害者支援室 059-222-0110 (代) 三重県警察ホームページ URL： http://www.police.pref.mie.jp
ホームページでは、三重県内の市町の相談窓口についても紹介しています。	
②	性犯罪被害相談電話 性犯罪被害に関する相談 (はーとさん) (フリーダイヤル) 短縮ダイヤル #8103 (0120-110919) 相談受付時間 24時間 (夜間、休日は警察本部総合当直での対応)
③	少年相談110番 犯罪の被害にあわれた少年に関する相談 フリーダイヤル 0120-417867 相談受付時間 9:00~17:00 (年末年始、祝日を除く月~金)
④	暴力相談電話 暴力団犯罪による被害者からの相談 相談電話 059-228-8704 相談受付時間 9:00~17:00 (年末年始、祝日を除く月~金)
⑤	国際事犯相談電話 犯罪被害にあわれた外国人の方からの相談 相談電話 059-223-2030 相談受付時間 9:00~17:00 (年末年始、祝日を除く月~金)
⑥	警察安全相談電話 警察活動に関する相談 警察安全相談室 #9110 (059-224-9110) 相談受付時間 9:00~17:00 (年末年始、祝日を除く月~金)
⑦	三重県女性相談所 DV被害に悩む方への相談 相談電話 059-231-5600 (年末年始、祝日を除く月~金) 相談受付時間 9:00~17:00 火曜日・木曜日は午後8時まで
三重県女性相談所は、女性が抱えている家庭や職場などでの問題について相談に応じたり、配偶者からの暴力を受けている方を支援する機関です。	

⑧	児童相談所 児童虐待に関する相談
	URL: http://www.pref.mie.lg.jp/JIDOUUCEN/HP/
	北勢児童相談所 059-347-2030 (桑名市、いなべ市、四日市市、桑名郡、員弁郡、三重郡)
	鈴鹿児童相談所 059-382-9794 (鈴鹿市、亀山市)
	中勢児童相談所 059-231-5666 (津市、松阪市、多気郡)
	南勢志摩児童相談所 0596-27-5143 (伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡)
	伊賀児童相談所 0595-24-8060 (伊賀市、名張市)
	紀州児童相談所 0597-23-3435 (尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡)
夜間休日専用 059-347-2052 (北勢及び鈴鹿児童相談所管轄地域) 059-231-5901 (上記以外の地域)	
児童相談所全国共通ダイヤル いちはやく (近くの児童相談所に24時間つながります) 189	

⑨	津地方検察庁
	被害者ホットライン 相談電話 059-228-4166 代表電話 059-228-4121
	URL: http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/tsu/

⑩	公益財団法人 犯罪被害救援基金
	専用電話 03-5226-1020
	犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重障害を受けた方の子弟のうち経済的理由で就業が困難な方に対し、奨学金など犯罪被害に係る救援事業を行います。(奨学金等給与事業、支援金支給事業)

⑪	公益財団法人 日本財団 (まごころ奨学金係)
	専用電話 03-6229-5111
	保護者(父または母など)が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安となったために、奨学金の貸与を必要とする家庭の子どもで、高校、特別支援学校高等部、高等専門学校、短大、大学、大学院等に在学している進学を予定している方に対し、奨学金を無利息で貸与する事業を行います。

	<p>三重県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体</p> <p>公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター</p> <p>【電話・面接相談】 相 談 専 用 電 話 059-221-7830 (なやみなし) 相 談 受 付 時 間 10:00~16:00 (年末年始、祝日を除く月~金)</p> <p>⑫ 【メール相談】 E-mail: mie-hanzai-higaisya@river.ocn.ne.jp U R L : http://shien.sub.jp Facebookアカウント: みえ犯罪被害者総合支援センター</p> <p>【専門相談】 ○ 臨床心理士によるカウンセリング 毎月第2水曜日 (要予約) ○ 弁 護 士 に よ る 法 律 相 談 毎月第4水曜日 (要予約)</p> <p>【住所】 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル2F</p>
	<p>専門的な訓練を積んだ相談員などによる電話・面接相談を行うほか、必要に応じて、弁護士、臨床心理士による相談も行います。 ご希望に応じ、病院・法廷などへの付添いなど、直接的な支援活動も行います。</p>

	<p>三重県 環境生活部 くらし・交通安全課</p> <p>電 話 059-224-2664 ⑬ 受 付 時 間 8:30~17:15 (年末年始、祝日を除く月~金) E-mail: anzen@pref.mie.lg.jp U R L : http://www.pref.mie.lg.jp/ANZEN</p>
	<p>三重県犯罪被害者等見舞金の申請受付をしています。 三重県犯罪被害者等見舞金の申請に関する支援を希望される方は、⑫ (公社) みえ犯罪被害者総合支援センターにご相談ください。</p>

	<p>日本司法支援センター (法テラス)</p> <p>⑭ 日本司法支援センター三重地方事務所 0570-078344 (IP電話をご利用されている場合は、 050-3383-5470 へおかけください) 法テラスのURL http://www.houterasu.or.jp/</p>
	<p>相談窓口の案内、法制度の紹介、弁護士の紹介を行っているほか、弁護士費用等に関する援助制度 (資産基準等の利用条件があります。) をご利用いただくことができます。 法テラスへの相談は無料です。</p>

⑳	津少年鑑別所
	<p>【少年、保護者及び各機関からの非行及び犯罪の防止に関する心理相談】 三重法務少年支援センター（津少年鑑別所内） 相談電話 059-222-7080</p> <p>【被害者等通知制度に関する相談】 津少年鑑別所 代表電話 059-228-3556</p>

㉑	津保護観察所 被害者専用電話 059-227-6675
---	---------------------------------------

㉒	保健所 エイズ相談・検査	
	問 合 せ 先	
	桑名保健所	0594-24-3625
	四日市市保健所	059-352-0594
	鈴鹿保健所	059-382-8672
	津保健所	059-223-5184
	松阪保健所	0598-50-0531
	伊勢保健所	0596-27-5137
	伊賀保健所	0595-24-8045
	尾鷲保健所	0597-23-3454
熊野保健所	0597-89-6115	
○検査は無料・匿名で受けられます。 ○感染の可能性のあった日から3か月以上たってから受けてください。 ○あらかじめ各保健所へお問い合わせください。		

IV 三重県内各警察署電話番号

① 桑名警察署 0594-24-0110	⑦ 鈴鹿警察署 059-380-0110	⑬ 鳥羽警察署 0599-25-0110
② いなべ警察署 0594-84-0110	⑧ 津警察署 059-213-0110	⑭ 尾鷲警察署 0597-25-0110
③ 四日市北警察署 059-366-0110	⑨ 津南警察署 059-254-0110	⑮ 熊野警察署 0597-88-0110
④ 四日市南警察署 059-355-0110	⑩ 松阪警察署 0598-53-0110	⑯ 紀宝警察署 0735-33-0110
⑤ 四日市西警察署 059-394-0110	⑪ 大台警察署 0598-84-0110	⑰ 伊賀警察署 0595-21-0110
⑥ 亀山警察署 0595-82-0110	⑫ 伊勢警察署 0596-20-0110	⑱ 名張警察署 0595-62-0110



令和元年 8 月作成